

市川市令和8年8月千葉豪雨及び台風第25号に係る災害見舞金（家財等）
よくある質問（Q&A）

対象

Q 1 どのような方が対象となりますか？

A 1 以下の3要件を全て満たす方

【千葉豪雨】

① 令和8年8月13日時点で、本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされている個人。

【台風第25号】

① 令和8年9月21日時点で、本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされている個人。

【共通】

② 建築物（住居を除く）または家財（自動車等を含む）の被害相当額が2万円以上の世帯。

③ 被災家屋等証明書の交付を受けた者（被災家屋等証明書の交付を受けていない者であって、被災家屋等証明書の交付を受けることができないやむを得ない理由がある者を含む。）の属する世帯の世帯主。

個人事業者や法人は対象外です。

※個人事業者や法人は「令和8年8月千葉豪雨及び令和8年台風第25号に係る事業者災害見舞金」の対象となる可能性がございます。詳細は商工課へお問い合わせください。

市川市公式Webサイト「令和8年8月千葉豪雨事業者災害見舞金」（商工課）

→ <https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/76576.html>

Q 2 どのような被害が対象となりますか？

A 2 令和8年8月千葉豪雨、または令和8年台風第25号により市内で被害を受けた建築物（住居を除く）、家財（自動車を含む）が対象となります。

○対象の例： 浸水等により使用できなくなった家具、電動自転車
浸水等により故障した自動車や室外機
浸水や土砂災害により、破損した塀や門扉

×対象外の例： 事業用設備、事業用車両、マンションなどの共有物、自治会や団体の備品など

※ 本見舞金は世帯を対象としているため、事業で使用する物品や、共用物、団体等が管理しているものは対象となりません。

Q 3 被害にあった家財は1つだけでも申請対象になりますか？

A 3 1つでも2つ以上でも、被害相当額の合計が2万円以上であれば対象になります。

対象なる例： パターンA 自動車 100,000円

パターンB 室外機 10,000円

家具 10,000円

計 20,000円

市川市令和8年8月千葉豪雨及び台風第25号に係る災害見舞金（家財等）

Q 4 床上浸水の被害がありました。本見舞金と床上浸水被害の災害見舞金の両方をもらうことができますか？

A 4 同一の災害の場合は両方をもらうことはできません。どちらか一方のみの見舞金の支給となります。

床上浸水の被害にあわれた方は、既存の災害見舞金をご活用ください。

- ・ 市川市公式Webサイト 「災害見舞金」

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/6987.html>

Q 5 「令和8年8月千葉豪雨に係る災害見舞金」と「令和8年台風第25号に係る災害見舞金」どちらも被害を受けました。両方の災害見舞金をもらうことができますか？

A 5 両方もらうことができますので、災害ごとにそれぞれお申し込みください。

Q 6 2万円未満の時は対象になりますか？

A 6 対象になりません。

被害相当額が2万円以上の場合、対象となります。

Q 7 夫と妻、それぞれ申請すれば、計4万円支給されますか？

A 7 支給されません。

世帯主に申請いただくため、世帯主以外の同一世帯の家族からの申請は支給対象外です。

Q 8 世帯主ではなく、家族が所有しているものも対象になりますか？

A 8 対象となります。

被災家屋等証明書に記載があり、同一世帯の家族のものであれば対象となります。

Q 9 市川市内に住んでいますが、外出中に被災し、市川市外で車が水没しました。

この場合、本見舞金の支給対象となりますか？

A 9 対象となります。

市川市以外で被災した場合、被災家屋等証明書等の申請は被災した場所の自治体が窓口となります。申請方法等については、被災した自治体にお問い合わせください。

Q 10 市川市に住んでいますが、住民票は市外です。支給対象となりますか？

A 10 対象外です。

災害発生時点（千葉豪雨は令和8年8月13日時点、台風第25号は令和8年9月21日時点）で、本市に居住し、住民基本台帳に記録をされている方が対象です。

市川市令和8年8月千葉豪雨及び台風第25号に係る災害見舞金（家財等）

Q 11 被災後、申込日までに市外に転居した場合でも支給対象となりますか？

A 11 対象となります。

被害発生時点で、本市に居住し、住民基本台帳に記録されていれば対象となります。

（被害発生時点：千葉豪雨は令和8年8月13日時点、台風第25号は令和8年9月21日時点）

ただし、被害発生時点で本市に居住していたことを証明できない場合、対象外となる場合があります。

Q 12 被災後、市川市内に転居してきた場合は支給対象となりますか？

A 12 対象外です。

被害発生時点で、住民基本台帳に記録されていない場合は対象外です。

（被害発生時点：千葉豪雨は令和8年8月13日時点、台風第25号は令和8年9月21日時点）

Q 13 市内に在住し、市内で店舗を営んでいます。プライベート用の自家用車と事業用設備に損害がでました。本見舞金と令和8年8月千葉豪雨及び令和8年台風第25号に係る事業者災害見舞金のどちらも受給できますか？

A 13 各見舞金の要件を満たしていれば、どちらも受給できます。

Q 14 二世帯住宅ですが、それぞれ対象となりますか？

A 14 住民基本台帳に記録されている世帯単位で判断するので、別々に登録されていれば対象となります。

Q 15 賃貸住宅に住んでいるのですが、室外機も対象となりますか？

A 15 居住者個人が購入したものであれば対象となります。大家さん等が設置したものや、元々設置されていた場合は対象外となります。

Q 16 1世帯で複数回申請できますか？

A 16 1つの災害について1回のみの支給となります。そのため、千葉豪雨と台風第25号ともに被災した場合は、それぞれ支給されます。

市川市令和8年8月千葉豪雨及び台風第25号に係る災害見舞金（家財等）

提出書類・振込

Q 17 どのような書類を提出すればよいですか？

A 17 ◎令和8年8月千葉豪雨に係る災害見舞金申込書兼請求書、または令和8年台風第25号に係る災害見舞金申込書兼請求書

◎同意書・誓約書

●被災家屋等証明書又はその写し

●振込先口座が確認できる通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し

●被災家屋等証明書に代わる被害確認書類（やむを得ない事情がある場合）

●住民票の写し（同意書・誓約書の同意事項に同意しない場合）

●自動車検査証の写し（被害を受けた家財に自動車が含まれる場合）

●被災家屋等証明書を提出できない場合は、世帯主の本人確認書類の写し

※◎の書類は、災害ごとに様式が異なりますのでご注意ください。

Q 18 追加で資料の提出を求められたり、現地調査や、聞き取りをされることはありますか？

A 18 申請内容に疑義や不備等があった場合は、追加の資料提出を求めたり、現地調査・聞き取りを行う場合があります。

Q 19 申請者は世帯主だが、被災家屋等証明書に記載のある名前は妻や家族でもよいのか？

A 19 同一世帯の家族であれば問題ございません。

この場合は、申込書の「1 申込者が属する世帯の状況」に被災家屋等証明書に記載のある方の情報を記入してください。Webから申し込む場合は、「被災家屋等証明書に記載されている方」に被災家屋等証明書に記載のある方の情報を記入してください。

Q 20 被災家屋等証明書に代わる被害確認書類（やむを得ない事情がある場合）が必要になるケースは？

A 20 例： 市川市以外で自動車が被災した場合など。

被災家屋等証明書の申請は被災した場所の自治体が申請先となるため、市外で被災した場合、市川市が「被災家屋等証明書」を発行することができません。

そのため、被災した場所の自治体へ「被災家屋等証明書」に代わる確認書類の発行ができないか、お問い合わせください。

Q 21 書類は原本の提出が必要ですか？

A 21 写しでも受付可能です。

特に、被災家屋等証明書を原本でご提出いただいた場合は、返却いたしませんのでご注意ください。

Q 22 申請したら、どのくらいで振り込まれますか？

A 22 申請後、1、2か月程度で振込を予定しております。

市川市令和8年8月千葉豪雨及び台風第25号に係る災害見舞金（家財等）

Q 23 本見舞金は課税されますか？

A 23 非課税です。

Q 24 郵送での申請を検討していますが、書類はどこで入手できますか？

A 24 市川市公式Webサイトに申込書等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。
なお、記入には消せるボールペンは使用しないでください。

- 市川市公式Webサイト
「令和8年8月千葉豪雨および令和8年台風第25号で家財等に損害を受けた世帯へ災害見舞金を支給します」
<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/77108.html>
- 送付先：〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
市川市 福祉部 地域共生課